

③ 引き続き公立学校共済組合千葉支部への返済を継続する（徴収嘱託制度：最長5年間・その他制限あり）

徴収嘱託制度については、令和2年2月26日付け公立千第413号「令和元年度末人事異動に伴う貸付関係事務処理について（通知）」を参照して、内容等を確認の上、希望する場合は「徴収嘱託申出書」を下記期限までに提出してください。

徴収嘱託申出書 提出期限：3月25日（水）【必着】 様式第31号と併せて提出して下さい。

ご確認ください！

- ◆市立高校及び千葉市小中学校等（市費）と、千葉市以外の小中学校及び県立高校、県の教育機関等（県費）との異動や、他支部（他県の公立学校）との異動の場合も**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください。**【**転出入及び退職（予定）者報告書**】（様式第31号）の提出が必要です。ただし、継続して貸付金の償還を行うことが可能であるため、返済の手続きは不要です。）
- ◆転出入に関する手続きについては、併せて**令和2年2月26日付け公立千第413号「令和元年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて（通知）」**をご確認ください。

**共済貸付利率のご案内
（令和2年4月・5月貸付分適用）**

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

種別	年利（A）	保険料充当金率（B）	実質利率（A）+（B）
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。
※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、（A）の利率のみが適用されます。

互助会貸付を受けている会員が異動による互助会員の資格を喪失する場合の手続き

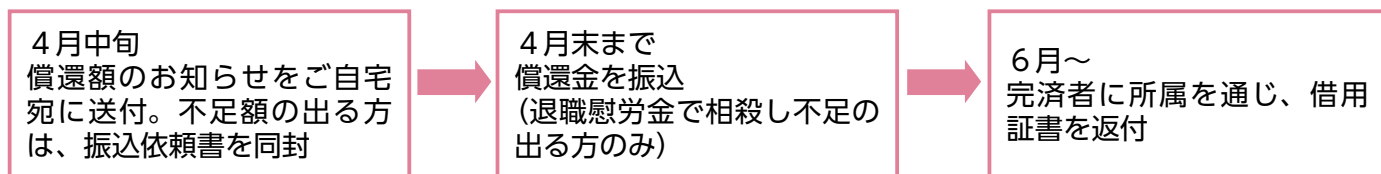
お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119

退職、他の共済組合（市町村共済等）又は他県へ異動する場合

互助会員の資格を喪失することになりますので、「貸付関係異動報告書」と「退職慰労金返還請求書」を提出してください。

貸付残額（償還額）については一括返済となります。
なお、貸付残高は、退職慰労金を充当し、不足がある場合は、振込依頼書で振り込んでいただきます。

手続きの流れ



★ 償還金振込期限までに返済がない場合は利息が加算されますのでご注意ください。

